

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 5日  
照会部署名 沼津年金事務所適用調査課  
照会担当者 一般職 田嶋勲  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 大村

(案件)

(受付番号) No. 2010-196	支払基礎日数について(算定基礎届、月額変更届)
------------------------	-------------------------

(内容)

業務取扱要領(健保厚年)『被保険者月額算定基礎届の手順書11-2見出し(2)②』  
特殊な勤務形態(夜勤等)の被保険者の支払基礎日数については、一月あたりの総労働時間を一般勤務の被保険者と比較して算定対象月とするかどうかを判断してよろしいか。  
【例】夜勤勤務は翌日が休みとなり、総労働時間が一般勤務以上となっても出勤日数が15日前後となるケースが多く17日以上とならない。目安として下記のような判断は可能か。  
(特殊勤務者の総労働時間/月) ÷ (一般勤務者の勤務時間/日) = (支払基礎日数)  
・別添にて事例を作成しました、ご回答よろしくお願ひいたします。

(回答)

標準報酬月額の定時決定当における支払基礎日数の取扱いについては、平成18年5月12日 庁保険発第0512001号により、月給者、日給者の取扱いが定められているところであるが、ご照会のように日を跨ぐ夜勤勤務者であって時間給の者については、各事業所の雇用契約、就業規則及び事業所に対する聴取等により、個々の事業所の労働時間の実態に即した支払基礎日数とすることが適切である。

ご照会のケースの場合は、当該者の1ヶ月当たりの総労働時間を当該事業所における通常の労働者の1日あたりの所定労働時間で除して支払基礎日数とすることが妥当となる。

なお、夜勤勤務者で日を跨いで労務に就いている場合の支払い基礎日数についての見解が、厚生労働省から以下のとおり示されたところである。

(【厚年指2011-174】定時決定及び随時改定の取扱い)

- ① 夜勤勤務者が月給で給与の支払を受けている場合

→当該月の暦日数を支払基礎日数とする。

② 夜勤勤務者が日給で給与の支払を受けている場合

→給与支払いの基礎となる出勤回数を支払基礎日数とする。ただし、1日の労働時間が8時間を超える場合等で変形労働時間制を導入している場合は、下記③に準じて取り扱うこととする。

③ 夜勤勤務者が時給で給与の支払を受けている場合

→当該月の総労働時間をその事業所における1日の所定労働時間で除して得られた数を支払基礎日数とする。なお、勤務中に仮眠時間等が設けられている場合、これを労働時間に含めるか否かは当該事業所における業務の実態・契約内容・就業規則等によって、仮眠時間等が給与支払いの対象となる時間に含まれているか確認することで判断されたい。

回答日 平成23年 5月31日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東